業　務　仕　様　書

1　業務概要

(1)　業務名

苫小牧市アイヌ文化魅力発信業務

(2)　業務委託の場所

苫小牧市役所、苫小牧市生活館、nepia アイスアリーナほか

(3)　履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4)　契約上限金額

8,107,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2　業務内容

(1)　背景・目的

本市には、昭和51年に苫小牧アイヌ協会（旧社団法人北海道ウタリ協会苫小牧支部）が設立され、その後、平成2年に苫小牧市生活館が開館し、苫小牧アイヌ協会をはじめとしたアイヌ関連団体及び個人が苫小牧市生活館を拠点に、アイヌ文化の復興や伝承に向け、各種講座や伝統儀式を開催するなど、日々アイヌ文化の発信を行っている。

本市では、アイヌ文化に関する講習会を実施しているほか、苫小牧市美術博物館の展示内容を更新するなど、文化や技術の伝承に努めているが、アイヌ関連団体会員の高齢化による担い手不足など、次世代への継承が課題となっている。

本業務は、民族共生象徴空間「ウポポイ」の開設に伴い、アイヌ文化に対する市民の関心が高まっている中、「氷都とまこまい」をホームタウンとするアイスホッケーチーム「レッドイーグルス北海道」と協働し、新たな形で市民がアイヌ文化に触れる機会を創出することで、アイヌ文化の魅力を発信していくことを目的とする。

(2)　業務内容

ア　レッドイーグルス北海道アイヌ紋様入り限定ユニフォーム作製

(ア)　デザインデータの作成

下記(イ)で使用するデザインデータの作成

・作成にあたっては、苫小牧アイヌ協会監修のもと、苫小牧市、レッドイーグルス北海道を含めた 4 者で協議すること。

（イ）　ユニフォームの作製

上記(ア)のデザインデータを基にしたユニフォームの作製

・材質：レッドイーグルス北海道と協議し、決定すること。

・数量：25 着（プレイヤー用 22 着、ゴールキーパー用 3 着）

・サイズ：所属選手の体型に合わせ、レッドイーグルス北海道と協議し、決定すること。

イ　アイヌ文化の PR 及びプロモーション活動

（ア）　レッドイーグルス北海道選手出演のプロモーションビデオの作製

アの(イ)で作製したユニフォームを着用したレッドイーグルス北海道の選手が出演したプロモーションビデオの作製

・イの(イ)で活用するため、複数種類の動画を作製すること。

（イ）　市内イベント、マスメディア、SNS などを活用したプロモーションの実施

各種プロモーションの実施

・イの(ア)を活用したプロモーションを実施すること。

・市内イベントにてアイヌ文化関連ブースを出展すること。

・道内マスメディアなどを通じたプロモーションを実施すること。

・苫小牧市、レッドイーグルス北海道公式 SNS を活用したプロモーションへの助言を行うこと。

・レッドイーグルス北海道主催試合において、アの(イ)で作製したユニフォームを着用した苫小牧市の冠試合を実施すること。

（ウ）　民族共生象徴空間「ウポポイ」との連携

ウポポイと連携したアイヌ文化の PR やプロモーションの実施

（エ）　試合会場におけるアイヌ文化 PR の実施

特設ブースの出展など、来場者へのアイヌ文化の PR やプロモーションの実施

(3)　業務スケジュール（予定）

契約締結後 ～ 2 週間	業務実施計画の作成・承認
契約締結後 2 週間 ～	業務開始
令和 5 年 10 月末	ユニフォーム完成
令和 5 年 11 月	中間報告を実施
令和 5 年 11 月末	プロモーションビデオの完成
令和 6 年 2 月 ～ 3 月	ユニフォーム着用試合の実施
令和 6 年 3 月	最終報告を実施

(4)　成果品（納品物）

ア　レッドイーグルス北海道アイヌ紋様入り限定ユニフォーム作製

（ア）　ユニフォームデザインデータ

データ：PDF

（イ）　ユニフォーム

イ　アイヌ文化のPR及びプロモーション活動

（ア）　レッドイーグルス北海道選手出演のプロモーションビデオの作製

データ：DVD各パターン5枚ずつ

(5)　条件・仕様

ア　苫小牧アイヌ協会へのデザイン監修費の支払

本業務で作成するユニフォームデザインの監修費として30万円を計上し、苫小牧アイヌ協会に支払うこと。

イ　支払条件

契約代金の支払いは事業完了後、一括払いとする。

なお、上記以外の支払い方法については、委託者と協議により決定する。

ウ　提出物の所有権等

本業務で作成したユニフォームデザインに関する著作権等は、苫小牧アイヌ協会に帰属するものとする。

なお、それ以外に提出した納品物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

エ　受託業務の履行

受託者は、受託業務の履行にあたり、次の事項を厳守する。

（ア）　受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。

（イ）　受託業務の実地担当者に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を本市に報告し、臨時担当者の指名を本市へ通知の上、受託業務を遂行すること。

（ウ）　受託者は、この業務に係る一切の費用を負担すること。

（エ）　業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。

（オ）　本業務の履行に伴って問題が生じる場合は、その都度、本市と受託者が協議して解決に当たること。

(6)　問い合わせ先

苫小牧市福祉部総合福祉課

〒053-8722　北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL：0144-32-6354